

議事要旨(8)「四半期財務諸表の作成基準に関する論点の整理(案)」について

四半期会計基準専門委員会は現在までに11回開催されている。第10回専門委員会(11月18日開催)より、「四半期財務諸表の作成基準に関する論点整理(案)」(以下「本論点整理」という。)の文案の検討に移っており、年内を目途に公表する予定である。

本委員会においては、本論点整理について、2回目の文案の説明と審議を行った。

1. 本論点整理について

企業会計基準委員会では、平成17年6月28日に公表された金融審議会第1部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告書の中で「四半期開示のあり方」が示されたことを踏まえ、四半期財務諸表の作成基準について検討を行っている。これまでの検討結果に基づく検討の方向性について、本論点整理として取りまとめ、今般、広く一般からの意見を求めるために、公表を予定しているものである。

2. 本論整理で掲げた主要論点

本論点整理では、主要論点として以下の7つを掲げている。

(1) 四半期財務諸表の性格

実績主義を基本とすることでよいか。

(2) 四半期財務諸表の構成

四半期財務諸表は、金融審議会報告書で示された連結ベースを基本とした四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書でよいか。また、株主資本等の変動に関する情報については、重要な変動があった場合にその内容を注記情報として開示することを求めることでよいか。

(3) 四半期損益計算書関係の情報開示(損益計算書、1株当たり利益、セグメント別情報)

四半期損益計算書関係の情報は、財務諸表利用者の開示ニーズを踏まえ、期首から当該四半期会計期間末までの累計情報に加え、当該四半期会計期間の3か月情報も開示を求めるとするかどうか。

また、3か月情報の開示の要否にもよるが、四半期決算手続について、四半期会計期間を一会計期間とした「四半期単位積上げ方式」を基本としつつ、「累計差額方式」も一定の要件(例えば、在外子会社等を通じた海外事業が重要な場合に為替換算の方法により、差引計算での3か月情報が経済的実態を見誤らせるおそれのある場合には、適切な開示に向けた対応を求めること)を設けた上で容認することが考えられるかどうか。

(4) 四半期特有の会計処理

「実績主義」の例外的処理として、原価差異の繰延処理と後入先出法の売上原価修正を「四半期特有の会計処理」として認めることでよいか。

(5) 開示の適時性や迅速性のための簡便的な会計処理

開示の適時性や迅速性の観点から、財務諸表利用者の判断(企業業績の水準やそのトレンドなどを把握しての意思決定)を誤らせない範囲内で、どのような簡便的な会計処理が認められるべきか。

(6) 第2四半期以降に自発的に会計方針を変更する場合等の取扱い

年度と四半期及び四半期相互間の会計方針の首尾一貫性を確保する観点から、会計方針の変更(表示区分の変更を含む)は、原則として、第1四半期に行うべきである。しかし、

何らかの事情により、第2四半期以降に正当な理由により自発的に会計方針を変更する場合には、四半期財務諸表を遡及して再表示するのか、それとも、変更の影響を注記するのみでよいのか。

また、重要な誤謬を発見した場合や企業結合に持分プーリング法を適用した場合における企業結合日前の四半期財務諸表の対応などについても、同様の視点から検討する必要があると考えるがどうか。

#### (7) 注記情報

過去に開示された情報は情報通信技術の発達により容易に入手できる状況にあることや、開示の適時性や迅速性が求められている点も踏まえ、直前の年度財務諸表等の注記項目で重要な変動がないものは、一部の項目を除き、記載を省略できることとし、企業の財政状態や経営成績を理解する上で重要な事項に限定して開示を求めていくことでよいのか。

委員等からの主な意見は以下の通りである。

- 主要論点(3)について
  - 為替換算は難しい問題である。差引き計算だとおかしな数値になるケースがあるので、適用する為替レートについては工夫する必要がある。その場合、簡便的なものでシステム対応があまり必要ない方法も検討する必要があるのではないのか。  
為替換算の方法については、引き続き検討していく。
- 論点(6)について
  - 第二四半期以降に会計方針を変更した場合には期首まで遡って再表示するかどうかを論点として提示している。前年度については、現行商法との関係で過年度までは遡及しないとしているが、新しい会社法の下ではどうなるのか。  
会社法の法務省令案では過年度に遡及した開示を容認する規定もあるが、現時点の対応としては現行法制度の中での検討となり、期を越えての対応は難しいという前提で考えている。本論点整理では同一事業年度内での遡及再表示の要否のみを取り扱っている。
- その他
  - 論点の整理なので、今からいろんな意見を聞くということでもいいとは思いますが、45日以内で、公認会計士等のレビュー付きで開示するとなると、システム面だけではなく人手も含め、相当な負担が出てくることが予想される。仮に2007年の適用からとなると、実際には1年の猶予しかないと、現場レベルでは対応しきれないところも出てくることが考えられる。簡略化は大いに結構であるが、どうしても必要な情報があるであろうから、バランスを取るのために、会計基準の段階的な適用は考えられないのか。  
検討している四半期財務諸表の開示は証券取引法での開示制度に関わるものなので、金融庁と連携を取りながら審議を進めていくことを考えている。

以上